

縦 覧 用

業 務 番 号 委第8-27号

業 務 名 青森県庁舎（電気棟）新築工事監理業務委託

業務委託仕様書

財務部財産管理課

令和8年9月

現場説明書

1	業務番号	委第8-27号
2	業務名	青森県庁舎（電気棟）新築工事監理業務委託
3	業務場所	青森市長島一丁目地内

「■」印または「□」印のついたものについては、「■」印の付いたものを適用する。

4 一般事項

- (1) 設計図書に対する質問事項がある場合は、以下の対応とする。
質問書を10月1日 12時00分までにメールにて財務部財産管理課
[zaisankanri@pref.aomori.lg.jp] に提出
回答書を10月5日 12時00分までに回答
質問がない場合は提出不要とする。質問への回答がある場合のみ、全者に対して通知する。質問書提出以外の問合せ（電話、来所等）には対応しない。
- (2) 業務上の留意事項
 - ・本業務の実施に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
 - ・現場周辺の道路における通行者等の安全に充分留意をし、付近住民への迷惑行為のないよう配慮すると共に、TV受信障害の苦情に対しては速やかに調査員と協議すること。また、近隣との相互理解に努め、発注者と連絡を密にし、付近の住民に対して誠意と責任のある対応をすること。
- (3) 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務
受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- (4) 委託料に対する各年度の支払限度割合

令和8年度	30	%
令和9年度	50	%
令和10年度	20	%
- (5) 業務実績情報（PUBDIS）の登録について
☐ 不要
☒ 要
受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の確認を受ける。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。
- (6) ワンデーレスポンスの実施について
本業務は、ワンデーレスポンス実施対象業務である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
- (7) ウィークリースタンスの推進について
本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - ・打合せ時間の配慮：打合せは、勤務時間内に行う。
 - ・資料作成依頼の配慮：資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - ・ワンデーレスポンスの再徹底：問合せに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

青森県建築工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務番号： 委第8-27号
2. 業務名： 青森県庁舎（電気棟）新築工事監理業務委託
3. 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称： 電気棟
- (2) 敷地の場所： 青森市長島一丁目地内
- (3) 施設用途： 庁舎
(令和6年国土交通省告示第8号別添二 第4号 第2類)
- (4) 概要図： 別添 主要図面のとおり
(案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、設備主要図、特記仕様)

4. 適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。・印に○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。また、・印と※印に○印が付いた場合は、共に適用する。

5. 業務の実施期間等

- (1) 実施期間： 契約成立の日から令和11年3月26日まで
- (2) 支払年度割：

令和8年度	30	%
令和9年度	50	%
令和10年度	20	%

6. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別紙1のとおりとする。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書（令和6年版）」による。

1. 管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、主任担当技術者、協力者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は、委第6-48号県本庁舎電気棟新築設計業務委託における管理技術者以外の者で、資格要件は次による。また、設計図書的设计内容を的確に把握する能力とともに、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ◎ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の3第4項に規定する設備設計一級建築士
 - 又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

◎ 下記の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。

- ・ 18年以上
- ・ 13年以上

※ 8年以上

- ・ 5年以上

◎ 管理技術者は、建築（総合）分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

・

(2) 主任担当技術者

主任担当技術者は、次の分担業務分野毎に1名配置するものとする。

- ◎ 建築（総合）
- ◎ 建築（構造）
- ◎ 電気設備
- ◎ 機械設備

主任担当技術者の資格要件は次による。また、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理についての技術能力及び経験を有する者とする。なお、受注者が会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

◎ 公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

◎ 下記の実務経験を有すること。

- ・ 18年以上
- ・ 13年以上

※ 8年以上

- ・ 5年以上

◎ 主任担当技術者は、次の分担業務分野に限り兼務してよいこととする。

- ◎ 建築（総合）と建築（構造）
- ◎ 電気設備と機械設備

・

(3) 協力者【業務の一部を再委託する場合】

主任担当技術者の業務の一部を再委託する場合、協力者の資格要件は(2)による。

2. 工事監理業務の内容

一般業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによるほか、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。なお、工事の進捗に支障を来さないように、設計意図伝達業務受注者との連絡調整を密に行い、その結果を調査職員に報告する。

(1) 一般業務の内容

a. 工事監理に関する業務

1) 工事監理方針の説明等

①工事監理方針の説明

- ②工事監理方法変更の場合の協議
 - 2) 設計図書の内容の把握等の業務
 - ①設計図書の内容の把握
 - ②質疑書の検討
 - 3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
 - ①施工図等の検討及び報告

検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について十分留意する。
 - ②工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - 4) 対象工事と設計図書との照合及び確認
 - ①立会い確認
 - ②書類確認
 - 5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - 6) 業務報告書等の提出
- b. 工事監理に関するその他の業務
- 1) 工程表の検討及び報告
 - 2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
 - 3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
 - ①対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告
 - ②工事請負契約に定められた指示、検査等
 - ③対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
 - 4) 関係機関の検査の立会い等

(2) 追加業務の内容

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

◎ 完成図の確認

- ①設計図書の定めにより受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。
- ②前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

.

(3) 工事監理者

以下の者を建築基準法第5条の6第4項に基づく工事監理者とする。

◎ 管理技術者

- ・ 管理技術者及び主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）のうち調査職員が認める者

3. 業務の実施

(1) 適用基準等

a. 共通

- ◎ 対象工事の設計図書 ※ 貸与
- ◎ 官庁施設の基本的性能基準 (令和6年版)
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年)
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成8年版)
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準 (令和7年版)
- ◎ 官庁施設の防犯に関する基準 (平成21年版)
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成18年版)
- ◎ 防犯に考慮した設計ガイドライン (平成16年10月)
- ◎ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (令和4年4月)
- ◎ 青森県監督業務分担表(案) ・ 貸与
- ・ 貸与

b. 建築

- ◎ 建築設計基準 (令和7年版)
- ◎ 建築設計基準の資料 (令和7年版)
- ◎ 建築構造設計基準 (令和3年版)
- ◎ 建築構造設計基準の資料 (令和3年版)
- ◎ 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
- ◎ 構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年版)
- ◎ 建築工事標準詳細図 (令和4年版)
 - ・ 木造計画・設計基準 (令和7年版)
 - ・ 木造計画・設計基準の資料 (令和7年版)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
- ◎ 建築工事監理指針 (令和7年版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
- ◎ 建築改修工事監理指針 (令和7年版)
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書 (令和7年版)
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
- ◎ 建築工事設計図書作成基準 (令和2年版)
- ◎ 建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年版)
 - ・ 高等学校施設整備指針(文部科学省) (令和4年6月)
 - ・ 特別支援学校施設整備指針(文部科学省) (令和4年6月)
 - ・ 建築構造設計指針(文部科学省) (令和6年版)
 - ・ 学校給食衛生管理基準 (平成21年4月)
- ◎ 青森県建築設計断熱基準 (平成11年10月)
- ◎ 青森県福祉のまちづくり条例別表第2(整備基準) (平成11年3月)
- ◎ 青森県公共事業景観形成基準(及びガイドプラン) (平成9年2月)
- ◎ 青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年3月)
- ・ 貸与

c. 設備

- | | | |
|---|----------|------|
| ◎ 建築設備計画基準 | (令和6年版) | |
| ◎ 建築設備設計基準 | (令和6年版) | |
| ◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 | (平成28年版) | |
| ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | (令和7年版) | |
| ◎ 電気設備工事監理指針 | (令和7年版) | |
| ◎ 機械設備工事監理指針 | (令和7年版) | |
| ◎ 建築設備工事設計図書作成基準 | (令和6年版) | |
| ◎ 青森県営繕設備設計要領 | (令和8年度版) | 貸与 |
| ◎ 建築設備耐震設計・施工指針（(一財)日本建築センター） | (2014年版) | |
| ◎ 建築設備設計計算書作成の手引（(一社)公共建築協会） | (令和6年版) | |
| ◎ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント
ガイドライン | (平成22年版) | |
| ・ | | ・ 貸与 |

(2) 打合せ及び記録

- a. 調査職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
- 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画書に定める時期
 - 3) 調査職員または管理技術者が必要と認めた時
 - 4) その他（ ）
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事の受注者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。
- c. 打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議の上、双方の生産性向上に資する方法を検討すること。具体的には電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の活用を検討すること。
- d. 情報共有システムの利用について
- 対象工事において情報共有システムを利用する場合、本業務の受注者は対象工事の受注者が利用する情報共有システムを利用するものとする。本業務の受注者が利用する情報共有システムに係る費用は対象工事費に含まれる。
- ① 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。
 - ② 受発注者は、情報共有システムを利用するためのID及びパスワードの管理を徹底すること。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

a. 業務一般事項

- 1) 業務の目的
- 2) 業務計画書の適用範囲
- 3) 業務計画書の適用基準類
- 4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

b. 業務工程計画

「業務工程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事の受注者等から提出される対象工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c. 業務体制

1) 受注者の管理体制

「受注者管理体制系統図」に必要事項を記載する。

2) 業務運営計画

受注者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が工事の受注者等と施工状況の確認のため適切に連絡をとる方法について記載する。

3) 管理技術者等の経歴

「管理技術者経歴書」「主任担当技術者経歴書」に必要事項を記載する。

4) 業務フロー

業務の内容を把握し、業務のフローについて記載する。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点をおいて実施する業務等については、「重点工事監理項目」としてを記載する。

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料 ※ 適用基準のうち、貸与に※印のあるもの及び○印のついたもの

- ・ 地質調査報告書
- ◎ 工事費積算書及び数量調書
- ◎ 青森県建築工事既済部分出来高算出要領
- ◎ 計画通知書（副本）

貸与場所 （ 財務部財産管理課 ）

貸与時期 （ 業務着手時 ）

返却場所 （ 財務部財産管理課 ）

返却時期 （ 業務完了時 ）

(5) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類及びその他の届出の書類の原案を作成し調査職員の確認を受け、関係機関へ提出（申請）し検査に立会う。

(6) 検査

業務報告書については、以下の構成とする。また、業務完了時に「青森県営繕事業に係る電子納品ガイドライン」に基づき、電子納品を行う。

a. 月間業務計画表・月間業務実施表

工事の受注者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、「月間業務計画・報告書」に予定の必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、実施の必要事項を記載する。

b. 報告書

工事の受注者等が提出した協議書ならびに施工図等の検討資料に対し、必要事項を詳細に記載するとともに、「報告書・提案書」に工事の受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、調査職員からの指示内容が記載された「指示書」、受注者と調査職員との間の協議内容が記載された「協議書」についても添付することとする。

c. 打合せ議事録

調査職員及び工事の受注者等との打合せ結果について、「打合せ議事録」に必要事項を記載する。

d. 月報

「工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

e. 日報

「工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

別紙1

工事監理業務の対象工事概要

対象工事名	工事概要	工期		工事の受注者名	出来高の適用	スライド条項の適用
		自	至			
青森県庁舎(電気棟)新築 工事	新築工事 一式 改修工事 一式 庁舎 RC造 地下1階地上4階 1,063.56㎡	令和8年10月 中旬予定	令和11年3月16日	鹿内・盛特定JV (予定)		
青森県庁舎(電気棟)新築 電気設備工事	電力設備工事 一式 受変電設備工事 一式 発電設備工事 一式 通信・情報設備工事 一式	令和8年10月 中旬予定	令和11年3月16日	未定		
青森県庁舎(電気棟)新築 機械設備工事	空気調和設備工事 一式 自動制御設備工事 一式 給排水衛生設備工事 一式	令和8年10月 中旬予定	令和11年3月16日	未定		

重点工事監理項目(建築)

別紙2

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)

施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
1 2	5 2	5 1	仮設工事	着工前準備工事(敷地境界)	境界石の位置、境界の確認	
1 2	5 2	5 1	〃	縄張り、遣り方、他(縄張り)	建物の位置・方位の確認	
1 2	5 2	5 2	〃	縄張り、遣り方、他(ベンチマーク)	高さの確認	
1 2	5 2	5 3	〃	縄張り、遣り方、他(遣り方)	水平基準高さの確認	
1 2	5 2	5 3	〃	縄張り、遣り方、他(遣り方)	基準墨の確認	
1 3	5 2	5 1	土工事	工法(根切り)	支持地盤の確認	
1 4 4 4 4 4	5 1 2 3 4 2	6 3 2 3 3 1	地業工事	既成コンクリート杭地業、鋼杭地業:工法(打ち込み工法)、(試験杭)	支持力・支持地盤の確認	
1 4 4 4 4	5 1 2 3 2	6 3 2 4 1	〃	既成コンクリート杭地業、鋼杭地業:工法(セメントミルク工法)、(試験掘削・試験杭)	支持地盤、掘削深さ等の確認	
1 4 4 4 4	5 1 2 5 2	6 3 2 4 1	〃	場所打ちコンクリート杭地業、:工法(アースドリル工法、リバース工法、オールケーシング工法)(試験杭)	支持地盤、掘削深さの確認	
1 4	5 2	6 3	〃	試験:杭の載荷試験	杭の状況、強度、最大荷重の確認	
1 4	5 2	6 4	〃	試験:地盤の載荷試験(平板載荷試験)	最大荷重の確認	
1 5 5 5	5 1 3 3	5 3 1 7	鉄筋工事	鉄筋:工法(組立)	種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径、継手、定着、フック、かぶり厚さ、補強、結束線、鉄筋の保護・養生の確認	
1 6	5 6	5 7	コンクリート工事	コンクリート:工法(打ち込み後の確認等)	主要構造部に影響のある欠陥の補強後を確認	
1 6	5 9	5 4	〃	型枠:工法(組立)	主要墨、部材断面、建入れ、通り、階高、勾配(型枠で勾配をとる場合)の確認	コンクリート打放し仕上の確認
1 7	5 4	5 8	鉄骨工事	高力ボルト接合(締付けの確認)	トルシア形高力ボルト、JIS形高力ボルトの確認	一工程施工段階
1 7	5 6	5 10	〃	溶接接合(溶接部の確認)	溶接完了後の確認	〃
1 7	5 10	5 5	〃	現場施工(建方等)(建方)	建入れ精度の確認	
1 10 10	5 3 5	5 7	石工事	工法(下地ごしらえ・取付)	(下地ごしらえ)鉄筋、アンカー、取付金物、錆止めの確認。(取付)取付金物、裏ごめモルタル、目地・だぼ等の固定の確認	ホール等重要部位の石張りの場合
1 11	5 3	5 3	タイル工事	後張り:工法(張付け)	精度の確認	外壁、一工程施工段階
1 15	5 2	5 5	左官工事	モルタルプラスター塗り:工法(上塗り)	平坦さ、むら、塗り厚の確認	〃
1 15	5 5	5 6	〃	仕上塗材仕上げ:工法(仕上げ)	模様、色、つやの確認	〃

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)
 施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
1 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	5 2 3 4 5 7 8 9 10 11 12	5 5 5 5 5 3 4 4 5 5 5	建具工事	建具:工法(取付け)	位置、開き勝手、アンカーの確認	特殊な建具の場合
1 16	5 13	5 4	"	ガラス:工法(はめ込み)	シーリング材、ガスケット、セッティングブロック、掛かりしろ、切断面、小口の防錆処理の確認	特殊ガラス、デザイン上重要なものの場合
1 18 18	5 4 5 18	5 2 2	塗装工事	共通:工法(各種塗装塗り)	表面仕上り、色、模様、むらの確認	
1 19	5 2	5 3	内装工事	ビニル床シート、ビニル床タイル・ゴム床タイル張り:工法(熱溶接工法)	仕上り状況(ふくれ、はがれ)の確認	
1 19	5 7	5 3	"	せっこうボード・その他ボード・合板張り:工法(張付け、せっこうボード継ぎ目処理工法、せっこうボード直張り工法)	仕上り状況の確認	
1 19	5 3	5 4	"	カーペット敷き:工法(敷き込み)	仕上り状況(ゆるみ、隙間)の確認	
1 17	5 2	5 5	カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール:工法(取付金物、主要部材取付)	取付精度、材質、目地、本止め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理の確認	
1 17	5 3	5 4	"	PCカーテンウォール:製作(型枠、鉄筋取付用金物)	寸法、精度、材質、ねじれ、反り、曲がり、脱型時強度、配筋状況、継手、定着の確認	
1 17	5 3	5 5	"	PCカーテンウォール:工法(躯体付け金物)	取付精度、材質の確認	
1 17	5 3	5 5	"	PCカーテンウォール:工法(PC取付)	取付精度、目地、本止め、溶接後の錆止め、防火・防煙処理区画の位置の確認	
1 20 20	5 5 5	7 1 2	ユニット及びその他の工事	敷地境界石標:材料及び工法(建込み)	精度の確認	

重点工事監理項目(建築)

工事監理業務の内容(模型、材料及び仕上見本の検討)
 施工図の検討については、下記に関連するものについて行う

章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
1 7 7	5 3 4	5 3 2	鉄骨工事	製品(製品検査)	材質、主要寸法(長さ、幅、厚さ等)、ボルト穴、スリーブ、鉄筋貫通孔の位置・寸法、錆止め塗装、摩擦面の状況、開先の形状等の確認	
1 11	4 2	3 1	タイル工事	後張り:材料(陶磁器質タイル)	規格、種類、色調(型番)、形状、寸法、裏足の高さの確認	
1 11	4 2	3 1	"	先付け:材料(陶磁器質タイル)	規格、種類、色調(型番)、形状、寸法、裏足の高さの確認	

重点工事監理項目(電気設備)

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
2	2	10	2	配管・配線工事	施工:ケーブルラックの敷設(その他)	防火区画貫通部の処理の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	9	1~4	〃	施工:バスダクトのふ設(接続)	接続部の処理及び締め付けトルク、ボンディングの確認	〃
2	2	9	1~4	〃	施工:バスダクトのふ設(その他)	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理の確認	〃
2	2	1	1~14	〃	施工:電線・ケーブル等のふ設(接続)	接続方法及び状態、機器端子との接続、増し締め、ケーブルの分岐接続、接続箇所の点検方法、ボックス内収容心線数の確認	〃
2	2	1	1~14	〃	施工:電線・ケーブル等のふ設(絶縁処理)	絶縁処理方法及び状態、ケーブルの端末処理及び成端処理の確認	〃
2				〃	施工(電力):照明器具の取付及び配線(支持・固定)	支持方法・支持本数、振止め、脱落防止・耐震処置の確認	〃
2	2	15	1	〃	施工(電力):照明器具の取付及び配線(配線・接続)	器具内配線処理、外部配、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部(非常用照明器具電源別置は使用不可)誘導灯の確認	〃
2				〃	施工(電力):分電盤、実験盤、OA分電盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(位置・納まり)	取付位置・高さ、埋込盤壁との納まり、操作・保守点検スペース、非常照明用分電盤の配線用遮断器の高さ(1.2m以下)キャビネットの傾きの確認	〃
2				〃	施工(電力):分電盤、実験盤、OA分電盤、制御盤、端子盤の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法、部品の取付方法、耐震処置の確認	〃
2	2	19	1	〃	施工:調整・その他(総合調整)	全体の動作、バランスの確認	
2	2	12	1.6.7	架空配線・地中配線工事	施工:架空配線(建柱)	建柱位置、根入れ深さ、根かせ位置、支線、支柱の取付状態(根開き、根かせ)支線ガードの要否、接地の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	12	6				
2	2	12	4	〃	施工:架空配線(架線)	架空配線高さ、相互の離隔、工作物等との離隔、電線接続および接続位置、ちょう架用線の種別、ケーブル支持間隔、接地、端末処理、エントランスキャップ等の確認	〃
2	2	13	4	〃	施工:地中配線(管路の布設)	埋没深さ、管相互の間隔等布設状態、ガス、水道管との距離、管の防食処理、建物への配管引込み箇所の防水・防食処理及び耐震処理、埋設標識シート、埋設標の種別・位置の確認	〃
2	2	13	5	〃	施工:地中配線(ケーブルのふ設)	種別、サイズ、通線方法、マンホール・ハンドホール内でのケーブル支持・余長、管路口の防水処置、水抜穴、ケーブルの用途及び行先表示、マンホール・ハンドホール内でのモールド接続、高圧ケーブル端末処理の確認	〃
2	2	14	10~14	接地工事	施工:接地線の布線(接地極の埋設)	位置・深さ、他の接地極との離隔、接地線との接続、ガス配管等との離隔、抵抗値の確認	〃

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
2				接地工事	施工:接地線の布線(接続)	接地線相互、接地線と接地極との接続、異種金属間の接続、突針と導線との接続、導線と鉄骨・鉄筋等との接続、棟上導体と周辺の金属製工作物との接続、水切金物の水切状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	18	2	〃	施工:接地線の布線(突針の取付)	取付位置・高さ、保護角・保護範囲、支持管の取付状態の確認	〃
2	2	18	3 5 6	〃	施工:接地線の布線(避雷導線、棟上げ導体の布設)	支持方法、支持間隔、電力・通信線、ガス管との離隔、棟上げ導体の種別・位置・保護範囲、伸縮継手の確認	〃
3	1	10	1 5 6 1～11	機器取付工事	機材(受変電):機材の検査	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)道電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式、種類、定格、容量、表示事項、予備品、高圧充電部の保護の確認	
3 3	2 2	1 1	1 2	〃	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	設置位置、配列状態、操作、点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)通気、換気状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3 3	2 2	1 1	1 2	〃	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置の確認	〃
3	2	3	1 2	〃	施工(受変電):調整・その他(測定及び試験総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音機能試験、継電器特性(共仕「機材の試験」による)の確認	
3	1	12	7 5 8 1～7	〃	機材(特別高圧受変電設備):機材の検査	盤形式、構造(充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具)道電部(導体の配置、色別、離隔、電流密度モールド形変圧器の表面の保護、並列接続)、盤内器具の形式、種類、定格、容量、表示事項、予備品、高圧充電部の保護の確認	
3 3	2 2	1 1	1 2	〃	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(位置・納まり)	施工計画、設置位置、配列状態、操作、点検スペース、水平調整(ライナー、チャンネルベース等)通気、換気状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3 3	2 2	1 1	1 2	〃	施工(受変電):受変電機器の据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法、状態、耐震処置の確認	〃
3	2	3	1～3	〃	施工(特別高圧受変電設備):調整・その他(測定及び試験総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音機能試験、継電器特性(共仕「機材の試験」による)の確認	
4	2	1	2	〃	施工(静止形電源装置):直流電源装置・UPS設置(支持・固定)	設置位置、指示・固定方法、状態、耐震・防震装置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
				〃	施工(静止形電源設備):太陽光発電装置・据付及び配線(支持・固定)	支持・固定方法・耐震処置の確認	〃

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
4	2	3	1 2	機器取付工事	施工(静止形電源設備):調整・その他	共仕「施工の標準試験」による確認	
5	1	7	1 5 4	〃	機材(自家発):機材の検査	発電機・原動機の形式、構造、定格、性能、外観、表示、始動装置・停止装置の方式、構造、性能、共通台板の形式、構造、耐震処置、配電盤の形式、構造、規格、計測器具、保安装置の項目、燃料小出槽・主燃料槽の形式、構造、容量、消音器の形式、性能、外観、予備品等法に適合又は認定証票の確認	
5	2	1	2	〃	施工(自家発):自家発電機器の据付け(位置・納まり)	設置位置、配列状態、耐震処置、操作点検スペース、水平調整、保有距離、通気・換気状態、騒音の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	1	3	〃	施工(自家発):自家発電機器の据付け(支持・固定)	支持・固定方法、状態、防震支持、耐震処置の確認	〃
5	2	1	1				
5	2	5	1~5	〃	施工(自家発):調整・その他(測定及び試験総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音機能試験、継電器特性(共仕「施工の試験」による)の確認	
6	2	1	13	〃	施工(通信):通信設備機器類の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法・状態、部品の取付状態、耐震処置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
6	2	30	1 2	〃	施工(通信):調整その他(測定及び試験・総合調整)	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、点灯・電圧・極性・相回転、動作試験、機能試験、(照度・受信レベル・出力レベル・音圧レベル・温度等)(共仕「施工の試験」による)の確認	
6				〃	施工(通信):防災設備機器類の取付及び配線(支持・固定)	支持固定方法・状態、耐震処置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	1	3	1~5	〃	機材(中央監視制御):機材の検査(監視制御装置)	形式・構造・表示・寸法(監視操作装置・信号処理装置・記録装置・補助盤)、形式・構造・規格・機能・容量・表示(印字)速度・停電補償、伝送装置・伝送方式、グラパネ・CRT、プリンタ等の表示(ドット式、写真式)項目印字数・印字速度の確認	
7	2	1	1	〃	施工(中央監視制御):据付け及び配線(支持・固定)	卓上機器の置台の移動、転倒防止、耐震処置、卓上機器の落下防止・耐震処置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	3	1 2	〃	施工(中央監視制御):調整その他	機能試験、確認	

重点工事監理項目(機械設備)

工事監理業務の内容(工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認)

施工図の検討及び建築設備の機械器具の検討については、下記に関連するものについて行う

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
2	2	4	1	配管工事	施工:配管一般(主管の分岐又は合流)	クロス継手の使用の有無、T継手の相対する2方向への分岐又は相対する2方向からの合流に使用の有無の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	4	1	"	施工:配管一般(建物導入配管)	可とう性の有無の確認	"
2	2	4	1	"	施工:配管一般(建物エキスパンションジョイント部配管)	可とう性の有無の確認	"
2	2	4	1	"	施工:配管一般(伸縮継手)	伸縮継手及び固定点の位置及び固定方法の確認	"
2	2	5	15	"	施工:配管一般(異種管の接続)	絶縁の方法の確認	"
2	2	8	1	"	施工:配管一般(防火区画の貫通)	貫通部の隙間がモルタル又はロックウール保温材で埋められていること、建基令適合工法、評定済工法であることの確認	"
2	2	4	6	"	施工:冷温水・冷却水・給水配管(エア抜弁)	空気だまりの生じる箇所の確認	"
2	2	4	7	"	施工:排水配管(合流)	合流方法、間接排水の要否の確認	"
2	2	5	1	"	施工:管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の異物の除去、管端面の養生の確認	"
2	2	5	2	"	施工:鋼管の接合(ねじ接合)	ねじの良否・ねじ山の異物の除去、締め付けの程度の確認	"
2	2	5	2	"	施工:鋼管の接合(フランジ接合)	均等な締め付け、溶接の場合両面の溶接の確認	"
2	2	5	2	"	施工:鋼管の接合(溶接接合)	溶接方法・溶接資格者、開先加工、仮付け、溶接材料、ビート状態、溶接部の検査確認	"
2	2	5	2	"	施工:鋼管の接合(ハウジング形管継手による接合)	規格、均等な締め付け、接合用加工部・リング溶接加工部及び管端スール面の防錆処理の確認	"
2	2	5	3	"	施工:塩ビライニング鋼管・耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管の接合(ねじ接合)	管端面の処理、管端コアの確認、その他鋼管と同様の確認	"
2	2	5	3	"	施工:塩ビライニング鋼管・耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管の接合(フランジ接合)	管端面の処理、その他鋼管と同様の確認	"
2	2	5	3	"	施工:内外面塩ビライニング鋼管の接合(ねじ接合)	ねじ部の密封処理、使用工具、チャック損傷部の処理、その他塩ビライニング鋼管と同様の確認	"
2	2	5	3	"	施工:内外面塩ビライニング鋼管の接合(フランジ接合)	塩ビライニング鋼管と同様の確認	"
2	2	5	4	"	施工:外面被覆鋼管(ねじ接合)	内外面塩ビライニング鋼管と同様の確認	"
2	2	5	5	"	施工:排水用塩ビライニング鋼管・コーティング鋼管の接合	管端部の防錆処理、部品の装着、差込み長さ、ボルト・ナットの締め付けの確認	"
2	2	5	6	"	施工:ステンレス管の接合(溶接接合)	鋼管と同様の確認	"

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
2	2	5	6	配管工事	施工:ステンレス管の接合(フランジ接合)	均等な締め付けの確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	2	5	6	"	施工:ステンレス管の接合(メカカル接合)	使用工具、差込み長さ、かしめの確認	"
2	2	5	6	"	施工:ステンレス管の接合(ハウジング形管継手による接合)	規格、均等な締め付け、接合用加工部の確認	"
2	2	5	7	"	施工:銅管の接合(差込接合)	接着部の研磨、フラックスの除去、ろうの種類の確認	"
2	2	5	8	"	施工:鋳鉄管の接合(メカカル接合)	差込み長さ、ゴム輪の挿入、均等な締め付けの確認	"
2	2	5	10	"	施工:ビニル管の接合(接着接合)	ばりの除去、接着剤の均一な塗布、保持時間の確認	"
2	2	5	14	"	施工:コンクリート管の接合(ソケット接合)	ゴム輪の装着、差込み長さの確認	"
2	2	6	12	"	施工:勾配	配管の種別による勾配、勾配方向、水抜き及び空気抜き位置の確認	"
2	2	6	3	"	施工:吊り及び支持(インサート)	材質、埋込み深さ、許容荷重、くぎの切断の状態の確認	"
2	2	6	3	"	施工:吊り及び支持(支持)	支持間隔、支持方法、形鋼振れ止め、固定の状態の確認	"
2	2	6	3	"	施工:吊り及び支持(支持受け)	冷水管などの場合その結露防止、鋼管・ステンレス管の場合その管の絶縁、損傷防止の確認	"
2	2	7	1,2	"	施工:土中埋設(埋設深さ)	配管の種別及び施工箇所による埋設深さの確認	"
2	4	2	1	"	施工:土中埋設(床付け面)	配管の種別に応じた床付け面の処理の確認	"
2	4	2	1	"	施工:土中埋設(埋め戻し)	埋め戻し土の確認	"
2	2	7	1	"	施工:土中埋設(埋設表示)	埋設表示テープの有無、埋設深さの確認	"
2	2	7	3	"	施工:土中埋設(防食措置)	配管の種別に応じた防食方法の確認	"
2	2	7	3	"	施工:コンクリート埋設(熱伸縮を伴う管)	伸縮緩衝材の確認	"
2	2	7	3	"	施工:コンクリート埋設(鉛管)	プラスチックテープ巻の確認	"
2	2	6	1	"	施工:機器廻りの配管(支持及び固定)	配管支持及び固定方法	"
2	2	4	1	"	施工:機器廻りの配管(フランジ)	機器の取り外しの可否の確認	"
2	2	4	1	"	施工:機器廻りの配管(弁類、継手類)	弁類、継手類の有無の確認	"
3	2	2	1	ダクト工事	施工:一般事項(本体)	寸法、形状、板厚の確認	"
3	2	2	1	"	施工:一般事項(曲がり部分等)	内側半径、傾斜角度、案内羽根、整流板の有無の確認	"
3	2	2	1	"	施工:一般事項(シール)	多湿箇所の排気用風道のシールの確認	"
3	2	2	1	"	施工:一般事項(防火区画の貫通部)	貫通部の隙間がモルタル又はロックウール保温材で埋め込まれていることの確認	"
3	2	2	2	"	施工:一般事項(ボルト・ナット)	締め付け状態の確認	"

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
3	2	2	2	ダクト工事	施工:一般事項(スポット溶接)	状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	2	2	2,3	"	施工:長方形ダクト(アングル工法・コーナーボルト工法)(接続)	ダクト折返し部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクト複合部のシールの確認、フランジの最大間隔の確認	"
3	2	2	2,3	"	施工:長方形ダクト(アングル工法・コーナーボルト工法)(補強)	補強間隔、リブの有無、タイロッドの不使用、補強材の取付方法(リベット、溶接)の確認	"
3	2	2	2,3	"	施工:長方形ダクト(アングル工法・コーナーボルト工法)(吊り及び支持)	吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の要否の確認	"
3	2	2	4	"	施工:スパイラルダクト(接続)	ビス本数、ダクト用テープ、継手の外面部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクトを貫通する部分のシール確認	"
3	2	2	4	"	施工:スパイラルダクト(吊り及び支持)	吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定防振材の要否の確認	"
3	1	14	5	"	施工:ダクト付属品(サブライチャンバー・レタンチャンバー)	寸法・板厚の確認	"
3	2	2	7	"	施工:ダクト付属品(サブライチャンバー・レタンチャンバー)	空調機を取りつけるものにあたっては点検口及び温度計取付座の有無の確認	"
3	1	14	5	"	施工:ダクト付属品(サブライチャンバー・レタンチャンバー)	内貼り材の規格及び施工順序の確認	"
2	3	1	4	"	施工:ダクト付属品(吹出口・吸入口ボックス)	寸法・板厚の確認	"
3	1	14	6	"	施工:ダクト付属品(吹出口・吸入口ボックス)	内貼り材の規格及び施工順序の確認	"
3	2	3	2	"	施工:ダクト付属品(吹出口・吸入口ボックス)	内貼り材の規格及び施工順序の確認	"
3	2	3	2	"	施工:ダクト付属品(排気フード)	吊りボルトの本数、間隔の確認	"
3	2	2	7	"	施工:ダクト付属品(排気フード)	吊りボルトの本数、間隔の確認	"
3	2	3	3	"	施工:ダクト付属品(防火・防煙・防火防煙ダンパー)	確実堅固な取付であるか否か(吊りボルトの本数)の確認	"
3	2	3	3	"	施工:ダクト付属品(防火・防煙・防火防煙ダンパー)	ヒューズの検査及び取り替え、スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	1	15	6	"	施工:ダクト付属品(風量調節ダンパー)	操作スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	2	3	3	"	施工:ダクト付属品(風量調節ダンパー)	操作スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	1	14	10	"	施工:ダクト付属品(風量測定口)	取り付け個数、取り付け位置、点検口の位置の確認	"
3	2	2	7	"	施工:ダクト付属品(風量測定口)	取り付け個数、取り付け位置、点検口の位置の確認	"
3	1	15	12	"	施工:ダクト付属品(定風量ユニット・変風量ユニット)	吊り、支持、取り付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	1	15	13	"	施工:ダクト付属品(定風量ユニット・変風量ユニット)	吊り、支持、取り付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	2	3	4	"	施工:ダクト付属品(定風量ユニット・変風量ユニット)	吊り、支持、取り付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置の確認	"
3	1	14	1	"	施工:ダクト付属品(フレキシブルダクト)	吊り、支持、差込長さ、曲げ状態(断面の確保)の確認	"
2	3	1	3	保温工事	施工:保温一般(保温材)	保温厚さの確認	"
2	3	1	6	"	施工:保温一般(保温材)	保温厚さの確認	"
2	3	1	4	"	施工:保温一般(保温種別)	施工順序の確認	"
2	3	1	5	"	施工:保温一般(保温種別)	施工順序の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(合せ目等)	保温材の合せ目及び継目状態の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(合せ目等)	保温材の合せ目及び継目状態の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(シーリング)	屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シーリングの状態の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(シーリング)	屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シーリングの状態の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(鋳)	鋳の取付け数の確認	"
2	3	1	3	"	施工:保温一般(鋳)	鋳の取付け数の確認	"
2	-	-	-	"	施工:保温一般(外観)	見映えの確認	"

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
2	3	2	1	塗装工事	施工:塗装一般(下地処理)	下地の処理及び防錆の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
2	3	2	1	"	施工:塗装一般(塗装種別及び塗り回数)	塗装種別及び塗り回数の確認	"
2	-	-	-	"	施工:塗装一般(外観)	見映えの確認	"
3 4 5 5	2 3 2 2	1 1 1 2	1 1 1 1	機器据付工事	施工:一般事項(コンクリート基礎)	位置、寸法、配筋、調合、排水溝の有無、基礎本体と建物躯体との結合の確認	"
3 4 5 5	2 3 2 2	1 1 1 2	1 1 1 1	"	施工:一般事項(コンクリート基礎)	基礎ボルト、ストッパーの位置、寸法及び材質、防振材、基礎ボルト、ストッパー取付部の基礎厚さ及び隅角部、辺部からの打設距離の確認	"
4 3	3 2	1 1	1 2	"	施工:一般事項(コンクリート基礎)	基礎据付面の水平度、養生期間の確認	"
5 5	2 2	1 2	1 1	"	施工:一般事項(機器及び器具本体)	位置、(タイル等で仕上げられている面)に取付けられるものは目地割りを含む離隔(他の機器との距離)の確認	"
3 5	2 2	1 2	1 1	"	施工:一般事項(現場組立機器)	組立の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・鑄鉄製ボイラー・鑄鉄製簡易ボイラー)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、離隔の有無・方法の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・鑄鉄製ボイラー・鑄鉄製簡易ボイラー)	組立の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・鑄鉄製ボイラー・鑄鉄製簡易ボイラー)	基礎ボルト及び固定ボルトの締付け状態の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・鑄鉄製ボイラー・鑄鉄製簡易ボイラー)	ボイラー内部の洗浄・清掃の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・鑄鉄製ボイラー・鑄鉄製簡易ボイラー)	付属品の取付け状態・配管支持(油管)・防油堤(油だきの場合)の確認	"
3 3 5	1 2 1	1 1 3	2 2 1	"	施工:ボイラー(耐震自動消火装置(地震感知器))	取付け状態(建物主要構造部)及び状態(固定、垂直)の確認	"
3 3	1 2	1 1	7 4	"	施工:バーナー	取付け状態の確認	"
3 3	1 2	1 1	6 3	"	施工:温風暖房機	取付位置・状態の確認	"
3 3	1 2	1 1	8 5	"	施工:鋼板製煙道(支持)	支持間隔、支持方法(吊りボルト・ブラケット・受台)、振れ止め、固定支持金具(ロー)の確認	"

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
3	2	1	5	機器据付工事	施工:鋼板製煙道(支持)	ばい煙濃度計及びばいじん量測定口、掃除口の位置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
3	1	1	9				
3	2	1	5	"	施工:鋼板製煙道(支持)	伸縮部及び壁貫通部の施工状態の確認	"
3	1	1	8				
3	1	2	1	"	施工:温水発生機(真空式発生器・無圧式温水発生器)	据付状態(位置、水平、垂直、勾配)の確認	"
3	2	1	6				
3	1	2	1	"	施工:温水発生機(真空式発生器・無圧式温水発生器)	基礎ボルト及び固定ボルトの締付け状態、付属品の取付状態の確認	"
3	2	1	6				
3	1	3	1	"	施工:冷凍機	据付状態(位置、水平、垂直、勾配)の確認	"
3	2	1	7				
3	1	3	1	"	施工:冷凍機	基礎ボルトの締め付け状態、取付ボルトの締付け状態の確認	"
3	2	1	7				
3	1	3	1	"	施工:冷凍機	付属品の仕様及び取付の有無の確認	"
3	2	1	7				
3	1	4	1	"	施工:冷却塔	据付(位置、水平、垂直、勾配)、離隔の確保(煙突、窓、ガラリ等との距離)の確認	"
3	2	1	8				
3	1	4	1	"	施工:冷却塔	基礎ボルトの締め付け状態の確認	"
3	2	1	8				
3	1	4	1	"	施工:冷却塔	付属品の仕様及び取付の有無の確認	"
3	2	1	8				
3	1	5	1	"	施工:空気調和機	据付状態(位置、水平、垂直、勾配)の確認	"
3	2	1	9				
3	1	11	1	"	施工:送風機	据付状態(位置、水平、垂直、勾配)の確認	"
3	2	1	14				
3	1	12	1	"	施工:ポンプ	据付状態(位置、水平、垂直、勾配)の確認	"
3	2	1	15				
5	1	2	1				
5	2	2	2				
3	1	13	1	"	施工:タンク	耐震強度(基礎ボルトの本数、径)の確認	"
3	2	1	16				
5	1	4	1				
5	2	2	4				
5	1	1	2	"	施工:衛生器具	取付状態(水平、垂直、固定、補強)の確認	"
5	2	1	2				
5	1	1	2	"	施工:衛生器具	管との接続状態(バリ等の除去)の確認	"
5	2	1	2				
5	1	1	2	"	施工:衛生器具	水栓、洗浄弁等の水量の調整の確認	"
5	2	1	2				
5	1	3	5	"	施工:ガス湯沸器	取付状態(固定)の確認	"
5	2	2	3				
5	1	3	5	"	施工:ガス湯沸器	運転状態(点火の良否、燃烧状態)の確認	"
5	2	2	3				
5	1	3	5	"	施工:ガス湯沸器	安全装置の作動状態の確認	"
5	2	2	3				
5	1	3	6	"	施工:貯湯式電気温水器	取付状態(固定)の確認	"
5	2	2	3				
5	1	3	6	"	施工:貯湯式電気温水器	付属品の仕様及び取付の有無の確認	"
5	2	2	3				
5	1	5	1	"	施工:消火機器(屋内消火栓開閉弁(1号・2号))	扉の開閉方向、据付状態(位置、高さ、水平)の確認	"
5	2	2	5				
5	1	5	1	"	施工:消火機器(屋内消火栓開閉弁(1号・2号))	扉の開閉具合の良否の確認	"
5	2	2	5				

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
5	1	5	1	機器据付工事	施工:消火機器(屋内消火栓開閉弁(1号・2号))	作動の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
5	2	2	5				
5	1	5	1	"	施工:消火機器(屋内消火栓開閉弁(1号・2号))	認定証(ノズル、ホース、減圧機構)、鑑定証等の確認	"
5	2	2	5				
5	-	-	-	"	施工:消火機器(その他の消火機器)	消火機構(屋内消火栓開閉弁(1号・2号))と同じ	"
5	1	6	1	"	施工:厨房機器(流し・作業台・戸棚・棚・ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルこんろ・電気テーブルこんろ・ガスフライヤー・電気フライヤー・ガス立体炊飯器・電気立体炊飯器)	据付状態(配置、高さ、水平)の確認	"
5	2	2	6				
5	1	6	1	"	施工:厨房機器(流し・作業台・戸棚・棚・ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルこんろ・電気テーブルこんろ・ガスフライヤー・電気フライヤー・ガス立体炊飯器・電気立体炊飯器)	取付状態(固定)の確認	"
5	2	2	6				
5	1	6	1	"	施工:厨房機器(流し・作業台・戸棚・棚・ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルこんろ・電気テーブルこんろ・ガスフライヤー・電気フライヤー・ガス立体炊飯器・電気立体炊飯器)	合格証票の貼付の有無の確認	"
5	2	2	6				
5	1	6	1	"	施工:厨房機器(ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルこんろ・電気テーブルこんろ・ガスフライヤー・電気フライヤー・ガス立体炊飯器・電気立体炊飯器)	運転状態(点火の良否、燃焼状態)の確認	"
5	2	2	6				
4	3	3	1	自動制御設備工事	施工:試験調整 ((1)自動制御設備の調整)	調整工程の確認、取付場所、取付方法の確認、各機器の結線の確認、各機器単位での調整、各制御ループごとの動作確認	"
				"	施工:試験調整 ((2)自動制御設備の調整)	幹線接続の確認及びリモート側入出力の確認、構成の確認、各監視ポイントの接続確認、中央監視盤、リモート盤及び周辺機器の電源投入確認、データファイルの投入及び確認、中央監視盤の画面構成及び周辺機器の表示確認、動力機器と連動動作確認、中央制御盤装置の各制御プログラムの作動確認	"
4	3	3	1				
6	2	2	1	ガス設備工事	施工:器具の取付(ガス栓)	取付位置の確認	"
6	3	2	1				
6	2	2	1	"	施工:器具の取付(ガス漏れ警報器)	設置位置の確認	"
6	3	2	1				
6	2	1	7	"	施工:器具の取付(ガスメーター)	設置位置の確認	"
6	3	2	1				
6	2	2	2	"	施工:器具の取付(管の接合)	管の接合の状態の確認	"
6	3	2	2				
6	2	2	3	"	施工:配管(一般事項)	他の配管及び機器との関連を確認、電線及び電気工作物との距離を確認、防火区画の貫通場所の確認	"
6	3	2	3				
6	2	2	3	"	施工:配管(吊り及び支持)	支持・固定場所の確認	"
6	2	2	3	"	施工:配管(埋設深さ)	埋設深さの確認	"
6	2	2	5	"	施工:配管(防食処理)	防食処理の確認	"

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
7	2	1	2	さく井設備工事	材料及び施工:ケーシング	規格、材質、長さ、ケーシング継目の方法、垂直度の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
7	2	1	3	"	材料及び施工:スクリーン	長さ、設置位置及び構造の確認	"
7	2	1	4	"	材料及び施工:砂利充てん	天端深度、採水層粒子径の確認	"
7	2	1	6	"	材料及び施工:仕上げ(スワッピング)	泥水濃度の確認	"
8	1	1	1	し尿浄化槽設備工事	材料:浄化槽構成材	規格、材質、寸法の確認	"
8	1	1	1	"	材料:浄化槽構成材	型式認定、確認	"
8	2	2	1	"	施工:し尿浄化槽(土工事)	掘削状況の確認	"
8	2	2	1	"	施工:し尿浄化槽(土工事)	均しコンクリート状況、砂利の状況、基礎コンクリート厚さの確認	"
8	2	2	1	"	施工:し尿浄化槽(土工事)	埋戻し状況の確認	"
8	3	2	1	"	施工:し尿浄化槽(ユニット形浄化槽(本体設置))	基礎レベル・水平度及び位置を確認、根切りすぎ部分は埋戻さず基礎の厚さで調整したことを確認、据付状態を確認、流入管、流出管の位置・管底を確認	"
9	2	2	1	昇降機設備工事	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):機械室内機器(巻上機・電動機・盤類)	固定状態の確認	"
9	3	2	1				
9	6	2	1				
9	7	2	1				
9	2	2	2	"	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):かご・乗場(かご室)	固定状態の確認	"
9	4	2	2				
9	6	2	2				
9	7	2	2				
9	2	2	3	"	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):かご・乗場(乗場)	取付状態の確認	"
9	6	2	2				
9	2	2	4		施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):昇降路内機器	取付状態の確認	"
9	3	2	4				
9	7	2	3	"	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):安全装置	各安全装置の取付位置を確認	
9	2	2	5				
9	3	2	5				
9	6	2	3				
9	7	2	4	"	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):耐震措置	耐震設計・施工指針により耐震措置を確認	
9	2	2	6				
9	3	2	6				
9	6	2	4				
9	2	2	8	"	施工(エレベーター・小荷物専用昇降機):塗装・電気配線	各配線状態及び端子ビスの増締確認表示を確認、電線管塗装、アース線接続の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	2	2	9				
9	7	2	5				
9	2	2	11	"	試験(エレベーター・小荷物専用昇降機):試運転	作動調整、確認	
9	8	2	1	"	施工(エスカレーター):構造体・駆動装置(踏段レール)	固定及び仕上げ精度の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	8	2	2	"	施工(エスカレーター):構造体・駆動装置(チェーン)	たわみの確認	"
9	8	2	3	"	施工(エスカレーター):階段・欄干・乗降口	固定状態の確認	"
9	8	2	4				
9	8	2	5				

編	章	節	項	章	区分:項目(細目)	内容	備考
9	8	2	8	昇降機設備工事	施工(エスカレーター):安全装置	各安全装置の取付位置を確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
9	8	2	10	"	施工(エスカレーター):塗装・電気配線	各配線状態及び端子ピスの増締確認表示を確認、電線管塗装、アース線接続の確認	"
9	7	2	11				
9	7	2	13	"	試験(エスカレーター):試運転	作動調整、確認	
10	2	2	2	機械式駐車設備工事	施工:構造体(支柱、梁)	固定状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
10				"	施工:構造体(支柱、梁)	出入口の最小有効対策の確認	"
10	2	2	3	"	施工:搬機	据付け状態の確認	"
10	2	2	1	"	施工:駆動装置(電動機、ブレーキ、伝動部、油圧パワユニット)	据付け状態の確認	"
10	2	2	6	"	施工:安全装置	据付け状態の確認	
10	2	2	4	"	施工:盤類(運転操作盤、電源盤、制御盤)	据付け状態の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回
10	2	2	5				
10	2	2	8	"	施工:塗装(前処理、塗装種別、塗装回数、外観)	前処理、塗装種別、塗装回数、外観の確認	"
10	2	2	9	"	施工:電気配線(配線、ケーブル)	配線ケーブルの状態及び端子ピスの状態を確認	"
10				"	試験:各寸法	出入り口、各隙間等を確認	"
10	2	2	11	"	試験:装置(試運転)	作動確認	
2	1	3	2	試運転調整	総合:ダクト系統	運転状態(各系統風量、排煙口、PD・SFD)の確認	
2	1	3	2	"	総合:配管系統	運転状態(各系統風量)の確認	
2	1	3	2	"	総合:環境計測	運転状態(室内温度・湿度、浮遊粉塵濃度、風速分布、騒音)の確認	
2	1	3	2	"	総合:熱源機器類	運転状態(能力、振動、連動)の確認	
2	1	3	2	"	総合:ポンプ類	運転状態(能力、振動、連動)の確認	
2	1	3	2	"	総合:送風機器	運転状態(能力、振動、連動)の確認	
2	1	3	2	"	総合:空気調和機類	運転状態(出入口状態、風量、振動、連動)の確認	
2	1	3	2	"	総合:冷却塔	運転状態(冷却能力、振動、連動)の確認	
2 4	1 3	3 3	1	"	総合:自動制御	運転状態(調整、設定値、連動)の確認	

建築工事監理業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築工事監理業務（建築工事、電気設備工事又は機械設備工事の工事監理をいうものとし、以下「工事監理業務」という。）の委託に適用する。
2. 工事監理仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に関連がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、発注者が定める者であり、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
2. 「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第26条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
5. 「監督職員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
6. 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
8. 「契約書」とは、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊工事監理業務委託契約書をいう。
9. 「工事監理仕様書」とは、質問回答書、現場説明書及び仕様書をいう。
10. 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者から

の質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

11. 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
12. 「仕様書」とは、契約書第1条第1項に定める別冊の仕様書をいい、特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）及び共通仕様書を総称していう。
13. 「特記仕様書」とは、工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「共通仕様書」とは、工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
15. 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
16. 「業務報告書」とは、契約書第11条に定める履行の報告に係る報告書をいう。
17. 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、工事監理業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
21. 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
22. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
23. 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
25. 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。
26. 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が調査職員と面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
27. 「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監理業務の内容

工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

2. 1 一般業務の内容

一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除いた次の1及び2に掲げる業務とし、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

(i) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。

(ii) 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等

(i) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、調査職員に報告する。

(ii) 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を調査職員に報告する。

(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(i) 施工図等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置について取りまとめ、調査職員に報告する。

③ ②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

- ① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を調査職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(4) 対象工事と設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

- ① (4)の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② (4)の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ 調査職員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ④ 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を調査職員に報告する。
- ⑤ ④の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③、④の規定を準用する。

(6) 業務報告書等の提出

対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び調査職員が指示した書類等の整備を行い、調査職員に提出する。

2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

- ① 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないお

それがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ ②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ① 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。
- ③ ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

- ① 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は調査職員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。
- ③ 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を調査職員に報告する。
- ④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を調査職員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(iii) 対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、か

つ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、調査職員に報告し、調査職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき調査職員に報告する。

2. 2 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受注者は調査職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、工事監理仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。
2. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
4. 業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職

員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

3. 4 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制
 - (4) 業務方針上記事項のうち(2)業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に調査職員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 5 守秘義務

受注者は、契約書第6条の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 6 再委託

1. 契約書第7条第1項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託してはならない。
2. コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第7条第2項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、工事監理業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が国土交通省又は地方整備局等の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる

ときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。

6. 受注者は、協力者に対して、工事監理業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 7 調査職員

1. 発注者は、契約書第8条の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 調査職員の権限は、契約書第8条第2項に定める事項とする。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 8 管理技術者

1. 受注者は、契約書第9条の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする
4. 管理技術者の権限は、契約書第9条第3項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の工事監理業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 9 監督職員及び工事の受注者等

発注者は、対象工事の監督職員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

3. 10 軽微な設計変更

受注者は、設計内容の伝達を受け、施工図等の検討を行う過程において、細部の取

り合いや工事間の調整等により、又は調査職員の指示により軽微な設計変更の必要が生じた場合、工事の受注者等へ指示すべき事項を調査職員に報告する。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、工事監理仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係機関への手続き等

1. 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 工事監理業務着手時及び工事監理仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
3. 受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に調査職員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに調査職員に提出しなければならない。

3. 15 条件変更等

1. 受注者は、工事監理仕様書に明示されていない履行条件について契約書第14条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書第14条第1項の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第14条に定める工事監理仕様書の訂正又は変更を行う場合、契約書第15条及び第17条に規定する工事監理仕様書又は業務に関する指示の変更を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 一時中止

1. 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第16条第1項の規定により、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2) 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (3) 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3. 17 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書第19条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書第14条、第19条及び第20条の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。

3. 18 債務不履行に係る履行責任

1. 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合は、速やかにその履行をしなければならない。
2. 検査職員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
3. 検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合は、その履行の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第26条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

3. 19 検査

1. 受注者は、契約書第26条第1項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。
2. 受注者は、工事監理業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。
3. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
4. 受注者は、契約書第28条の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1) 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
5. 発注者は、工事監理業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。
6. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。